

2021年2月

むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷

つどいのハコ「ワーク&スタディスペース」利用の手引き

1. ワーク&スタディスペースの概要

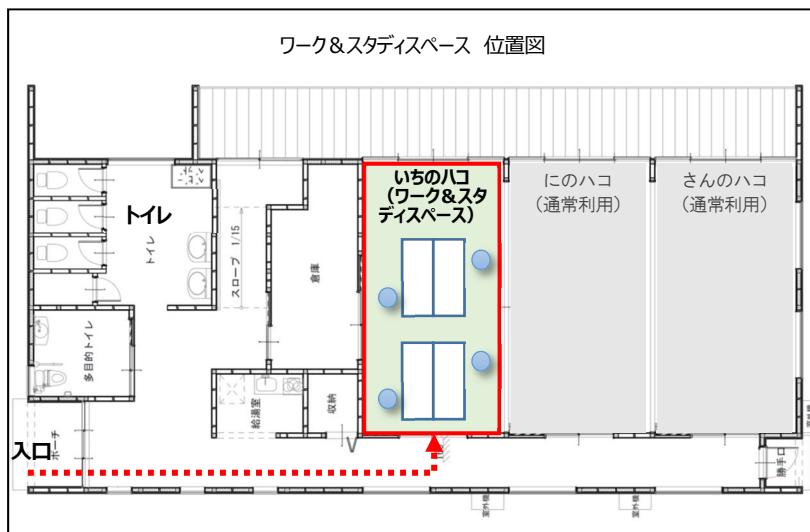
- ・ 場所：つどいのハコ（交流施設） いちのハコ
 - ・ ご利用期間：2021年2月1日（月）～2021年5月31日（月）
 - ・ 開館時間：午前9時から午後6時まで（※予約受付時間は午後5時まで）
 - ・ 席数：4席
- ※打合せ、お電話、オンラインミーティングはできません。
- ・ 設備：机、椅子、Wi-Fi（無線LAN）、延長コード（各席に設置）
トイレ（男女兼用）1箇所、多目的トイレ1箇所

2. 利用料金

- ・ 1時間 200円/人 1日 1,000円/人

※利用時間が1時間以下の場合、1時間分の料金となります。

※利用時間にはお客様の準備・後片付けに要する時間も含まれます。



3. 予約と利用の流れ

① 予約

- ・利用前日までに、道の駅総合受付まで直接お越し頂くか、お電話で予約をお願いします。
- ・通常通りの交流施設の貸出と合わせた先着順の受付となるため、ご利用できない場合があります。
- ・当日空きがある場合は、当日の予約も可能です。
- ・予約の際に、ご住所、お名前、お電話番号をお伺いします。

【予約連絡先】

むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷（総合受付）

TEL 0475-36-7400

② 利用当日

- ・道の駅総合受付にて、利用許可申請書にご住所、お名前、お電話番号、ご利用時間をご記入の上、提出いただくとともに、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。
- ・受付にて「交流施設利用許可書」と、Wi-Fi（無線 LAN）のパスワードをお渡しします。

③ 利用後

- ・利用が終わりましたら、道の駅総合受付までお越し頂き、利用料金をお支払いください。お支払いは現金のみとなります。
- ・施設の解錠、施錠は受付担当者立会いのもと行います。
- ・施設利用終了時刻に後片付けを終えていない場合、施設利用終了時刻を 5 分以上過ぎて道の駅総合受付へお越し頂いた場合は、1 時間分の料金を追加で徴収いたします。
- ・ワーク＆スタディスペース利用に関するアンケートを実施しておりますので、回答へのご協力をお願い致します。

4. 施設利用上の注意点

- ・申込みは満 18 歳以上の方のみとさせていただきます。
- ・ワーク＆スタディースペースとして使用しない「にのハコ」「さんのハコ」は、通常通り交流施設として貸し出します。交流施設でのご利用に伴い、多少音が出る場合がありますので、予めご了承ください。
- ・打合せ、オンラインミーティングでのご利用はできません。
- ・お電話の際は、つどいのハコ出入り口付近へご移動願います。
- ・使用後は、必ず使用前の状態に戻してください。
- ・全室禁煙です。喫煙は道の駅内の喫煙スペースでお願い致します。
- ・当施設内での盗難及び事故等については一切責任を負いかねます。
- ・ゴミについては利用者でお持ち帰り下さい。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、以下ご協力ををお願い致します。
① 熱がある方（37.5 度以上）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方、咳・痰・胸部不快感のある方、同居のご家族や身近な方で感染が疑われる方がいらっしゃる方は、ご利用

用をお控えください。

- ② ご利用時はマスクの着用をお願いします。(マスクを着用頂けない場合、入場をお断りさせて頂きます)
- ③ 受付で検温をさせて頂きますので、ご協力をお願いします。
- ④ 手指の消毒にご協力をお願いします。
- ⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールをお願いします。

5. 申込の許可、利用制限、利用停止について

- ・ 交流施設利用申込時または利用時に、以下のいずれかに該当すると判断されるときは、利用申込の制限や不許可、また利用停止とその後の利用申込を不許可とすることがあります。

 - ① 施設利用者が申込の際の必要事項、使用目的等を偽って申し込みを行った、その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
 - ② 当施設の利用権を当施設の承諾なしに第三者に譲渡・転貸した、又はその恐れがあるとき。
 - ③ 他人に危害を加えた、あるいは迷惑を及ぼした、又はその恐れのあるとき。
 - ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱した、又はその恐れがあるとき。
 - ⑤ 騒音や悪臭を発生させた、あるいは危険物、腐敗物、重量物、動物を施設内に持ち込んだ、又はそれらの恐れがあるとき。
 - ⑥ 施設管理者が危険、不衛生、迷惑行為と判断する行為を行った、又はその恐れがあるとき。
 - ⑦ 交流施設を汚損、損傷、あるいは滅失させる事実があった、若しくはその恐れがあると認められるとき。
 - ⑧ 宗教活動及び政治活動を目的として使用した、又はその恐れがあるとき。
 - ⑨ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号」に規定する暴力団の利益となるとき、又はその恐れがあるとみなされるとき。
 - ⑩ 「睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」に違反したとき。
 - ⑪ 災害時又は防災活動等での利用のほか、交流施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。
 - ⑫ 前各号に掲げるもののほか、交流施設の管理運営上支障があると認められるとき。

- ・ 交流施設の利用中に利用制限がされた際は、管理者は利用者に対し、直ちに交流施設の原状復帰を求め、故意、過失を問わず、交流施設内の設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害につき賠償を求めることがあります。
- ・ 以上の規定による利用許可、利用の停止等によって利用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、賠償の責任を負わないものとします。

制定 2021年2月1日